

平成30年 第8回 定例教育委員会 会議録

招集日時		平成３０年８月１７日　午後６時３０分							
開会日時		平成３０年８月１７日　午後６時３０分							
閉会日時		平成３０年８月１７日　午後７時４６分							
開催場所		ふじみ野市役所第二庁舎３階　Ｂ３０１会議室							
教　育　長		朝　倉　　　孝							
委 員 出 席 状 況	席番	氏　　名	出席別	説明のため出席した者					
	１	富田信太郎	出	教　育　部　長　土屋　浩	出	社会教育課長　高崎直成	出		
	２	塩野　好一	出	学校教育管理監　朝倉美由紀	出	主幹兼大井図書館長　宮井さゆり	出		
	３	山城いづみ	出	副参事兼教育総務課長　皆川恒晴	出	主幹兼大井中央公民館長　岩崎明央	出		
	４	伊藤　英夫	出	学校教育課長　榎本　崇	出	主幹兼上福岡歴史民俗資料館長　橋本鶴人	出		
				学校給食課長　小林　清	出	主幹兼おぞろ学校給食センター所長　岡田　彰	出		
書　　記		教育総務課副課長　佐々木拓郎		傍聴人数			９人		
会　　議　　概　　要									
議　　事　　等									
第２４号議案「ふじみ野市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正することについて」（可決）									
第２５号議案「ふじみ野市学校運営協議会規則の一部を改正することについて」（可決）									
報告事項「公共施設の安全点検結果について」（承認）									
報告事項「なの花学校給食センター整備運営事業モニタリング結果の公表について」（承認）									
(１８時３０分)		○開会の宣告							
教育長		ただ今から、平成３０年第８回定例教育委員会会議を開催いたします。							
		○傍聴人の数の変更							
教育長		まず始めに、傍聴人の数の変更についてお諮りします。							
		前回の第７回定例教育委員会会議において、本日の傍聴人の数を５人までと決定しましたが、今回は御希望される方が大変多いというお話も伺っておりましたので、これを６０人までと改めたいと思いますが御異議ございませんか。							

各委員 教育長	(異議なし) 御異議なしと認め、本日の傍聴人の数を今回に限って60人までといたします。 ここで、傍聴人の皆様に申し上げます。 本日は、できるだけ多くの皆様に傍聴していただきたいと考え、このような席の配置となりましたので御理解いただきますようお願いいたします。 また、会議中は静粛にしてくださいようお願いします。 傍聴人が質問することや賛否を表明することはできませんので御理解ください。 拍手、写真・ビデオの撮影、録音もお控えください。 会場の秩序を乱し、会議を妨害する行為があった場合は、退席していただくことがありますので予め申し上げます。 円滑な議事の進行に御協力をお願いします。 なお、途中で退席されることは結構です。御自由にお願いします。 ○会議録の承認 では次に、前回定例会会議録の承認についてです。 事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。 各委員 教育長 各委員 教育長 (確認事項なし) 特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。 (異議なし) それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。 後ほど、委員の皆様の御署名をお願いします。 ○教育長からの報告 次に、報告をさせていただきます。 1 学校教育について 夏休み中、小中学校においては大きな事故等はありません。 今年から「サマー・リフレッシュ・ウィーク」を実施しました。いわゆる学校閉庁期間ですが、特に学校への問い合わせもなく終了しました。
------------	---

	また、今夏の猛暑に関し、特に中学校の部活動については35℃を超えた場合は子供達の健康に配慮するように教育委員会から文書を発しましたが、これについても大きな事故等の報告はありません。 文部科学省、スポーツ庁から部活動の在り方についての通知も出ていますが、この件は本日の自由討論の中で話し合いをお願いしたいと考えております。 施設面では、大阪北部地震により、高槻市において小学4年生のお子さんが倒壊したブロック塀により死亡する事故が起きました。 これを受け、本市でもブロック塀の調査を行いました。 小学校7校、中学校2校においてブロック塀を緊急に修繕すべきと判断し、9月の市議会に補正予算を提出し、可決後に修繕する予定です。 2 通学区域について 本日の議題にもなっています南台二丁目及び丸山地区の学区再編成について、7月26日に学区審議会の結果をもって地区説明会を行いました。 50人を超える方々が地区説明会にお越しいただきました。 現在通学しているお子さんだけでなく、これから入学するお子さん達がどの学校に通えるのかについての不安を訴える御意見も多数出ました。それが7月26日の地区説明会であり、その後、お手元の要望書が教育委員会に提出されました。 それらを踏まえて御審議いただくのが本日の第24号議案です。 以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。 (確認事項なし) よろしいでしょうか。 ○本日の議事 それでは議事に入ります。本会議に提案させていただいた議事の件数は、議案2件、報告事項2件です。
各委員 教育長	
教育長	

教育長 教育部長	○提案理由の説明 では、教育部長から議案の提案理由をお願いします。 (議案書に基づき提案理由を説明)
教育長 学校教育課長	○第 2 4 号議案 はじめに、第 2 4 号議案、ふじみ野市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正することについてを議題といたします。 本議案の説明を学校教育課長よりお願いします。
	学校教育課、榎本です。よろしくお願いします。 第 2 4 号議案、ふじみ野市小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正することについて御説明いたします。 はじめに学区再編に係るこれまでの経過について、改めて説明させていただきます。 南台二丁目及び丸山地区の通学区域再編につきましては、5 月 3 0 日の第 1 回学区審議会で教育委員会から諮問し、計 3 回の審議を経て 7 月 2 0 日に同審議会より答申が教育長に提出されました。 答申の内容については、前回の教育委員会会議で説明したとおりでございます。 また、7 月 2 6 日に地域説明会を開催し、答申の内容について事務局から地域住民の皆様へ説明し、質疑応答を行い、御意見や御要望をいただきました。 それでは、規則改正案の内容について御説明いたします。資料を 2 枚おめくりいただき、新旧対照表を御覧ください。 改正点は、下線部です。現行、駒西小学校の通学区であるふじみ野市南台二丁目及び丸山地区の通学区を平成 3 1 年 4 月 1 日から亀久保小学校区に再編成する内容となっております。 資料を 1 枚お戻りいただき、附則第 2 項を御覧ください。経過措置として、施行日前において駒西小学校又は福岡中学校に入学している児童生徒の学区については、従前の学区によることとしております。 以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。 この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いし

塩野委員	ます。
学校教育課長	7月26日に行われた地域説明会では、出席された方々からどのような御質問や御意見が出たのでしょうか。 保護者等からの質問の主なものとして、学区変更に伴う通学班の編成について、制服や体操着等の保護者の経済的負担について、放課後児童クラブの受入れ体制について、など様々な御質問がありました。 また、要望事項として、特に多くありましたのが、学区変更に伴う移行措置に関することです。子供の思いや保護者の負担を考え、兄弟姉妹で同じ学校に通学できるようにしてほしいことや、駒西小学校に通学していた児童は、小学校で築いてきた人間関係を考慮し、卒業後は福岡中学校に入学することを認めてほしいとの要望がありました。同様の御意見は、地域説明会以後も電話やメール、来庁、さらに要望書という形で一部の保護者から学校教育課に届いております。 なお、移行措置に関して、学区審議会から、登下校に係る安全・安心を第一に考えると、移行措置を長引かせることは適当ではないとのことから、平成31年度のみ限定した方がよいのではないか、との答申に係る付帯意見をいただいております、その部分で学区審議会との意見と相違が出ております。
山城委員	審議会の答申に付された付帯意見の性質について教えてください。例えば、法的拘束力があるのかどうかといった観点から御回答ください。
学校教育課長	諮問機関である学区審議会の答申の内容については、できるだけ尊重されるべきものとされておりますが、法的には拘束されることはありません。
伊藤委員	学区審議会の答申が出ましたが、例えば「学区審答申どおりとすることを原則とする。ただし、運用に際しては可能な限り個々の事情に配慮しながら弾力的に運用する」といった取扱いが可能でしょうか。
学校教育課長	現在ある指定校変更の制度を活用し、一定の基準を定めた上で、弾力的に運用することは可能であると事務局としては考えています。
伊藤委員	ただいまの答弁にあった「一定の基準」について、もう少し具体的に説明してください。
学校教育課長	一定の基準については、7月26日に開催した地域説明会等において、保護者から出された意見・要望を踏まえ、定めることも可能ではないかと

	考えております。 具体的なケースとして、①現１年生から５年生までのお兄さん・お姉さんが駒西小学校に在籍している間に入学する新１年生は、希望をすれば駒西小学校に通学することができること、②現１・２年生のお兄さん・お姉さんが福岡中学校に在籍している間に入学する新１年生は、希望をすれば福岡中学校に通学することができること、③駒西小学校に通学していた児童は、希望をすれば福岡中学校に通学することができること、などが考えられます。
伊藤委員	そうしますと、経過措置として旧通学区域の学校へ通学できるのは、最長でいつまででしょうか。
学校教育課長	お兄さん・お姉さんがいることを事由として駒西小学校に通学する場合は、平成３５年度新１年生まで、同じくお兄さん・お姉さんがいることを事由として福岡中学校に通学する場合は、平成３２年度新１年生まで、駒西小学校に通学していたことを事由として福岡中学校に通学する場合は、平成４１年度新１年生までとなります。
伊藤委員	ただし、これは現在居住している方が対象ですので、転入等により新たにこの地区にお住まいになる方は対象外と考えています。
学校教育課長	最長で平成４１年度ということは、かなり先まで考慮していると理解してよろしいですね。
教育長	地域説明会における保護者の要望を最大限反映させた形です。
学校教育課長	再確認ですが、平成３２年度までというのはどのようなケースでしょうか。
教育長	お兄さん・お姉さんが現在福岡中学校の１年生または２年生として在学していることを事由として福岡中学校に通学する場合は、平成３２年度新１年生までが対象になるということです。
富田教育長職務代理者	分かりました。 ただ、３番目の平成４１年度までのケースに網羅されるということですね。 ３回にわたる学区審議会においては、児童・生徒の安全確保に配慮しながら議論していただいたものと理解しております。 答申及び付帯意見にも児童生徒の安全確保への御配慮がうかがえます

学校教育課長	が、教育委員会事務局としては安全確保の具体策について、どのようなことを考えているのでしょうか。 児童生徒の登下校については、現在と同様、通学班の編成や東武東上線のガード下など危険と思われる箇所について、都市計画課による交通指導員の配置を継続するなどして引き続き児童生徒の安全確保に努めます。
富田教育長職務代理者	そこが今回の学区再編成の肝だと思いますので、ぜひ慎重に取り扱っていただきたいと思います。
学校教育課長	承知しました。
富田教育長職務代理者	○附帯決議の提案
	ここで、ただ今までの意見等も踏まえ、提案をさせていただきます。 本議案の対象である南台二丁目及び丸山地区の通学区域の再編成については、前回の定例教育委員会会議において、学区審議会の答申及び付帯意見について学校教育課長から御報告をいただき、その内容を理解したところです。
	また、本日の質疑応答により、地域説明会において地域の皆様から「兄弟姉妹の対応について不安がある」という御意見を頂戴したことも理解しました。
	この点について事務局からは、可能な限り弾力的に取り扱っていただける旨の御回答がありました。
	そこで提案したいのですが、本議案に係る教育委員会会議の議決が可決だった場合、その後に、そのような弾力的な取扱いについての附帯決議を付したいと思います。
教育長	本議案については、住民感情にも配慮しなければならないと思います。 単に可否を表明するだけではなく、附帯決議を付すことについてお取り計らいいただくようお願いします。
	ただいま、富田教育長職務代理者から附帯決議の御提案がありましたが、教育総務課長、議案を可決した場合、その後に附帯決議を付すことは可能でしょうか。
教育総務課長	教育委員会は、教育に関する事務を自らの判断と責任において誠実に管理・執行する義務を負った合議制執行機関です。

教育長	附帯決議について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律をはじめとする諸法令には特に規定がありませんが、議決によって意思決定する以上、可決された議案に附帯決議を付すことは可能であると思います。 可決された議案に附帯決議を付することができるということです。 それぞれの委員さんから御質問をいただいて、学校教育課長が3通りのシミュレーション・パターンを示しました。 元々、教育委員会事務局では子供達や保護者の意向を大切にしていくためには、入学するに当たっては「嫌々行かされる」ということがないように、従来、個別に対応していますということをお伝えしています。 しかし、なかなか個別の対応では不安が解消されないということで、附帯決議を付して、具体的には最長平成41年度までという大きな幅で学校を選択できることを明記することが必要であると思います。 この後の議案審議は、質問がなければ採決を行い、可決の場合は附帯決議を付すことについてお諮りするという進め方とします。 では、改めて、ほかに御質問はございますか。
各委員	(質問なし)
教育長	他に質問がないようですので、お諮りします。 第24号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第24号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長 富田教育長職務代理者	○第24号議案の附帯決議 では、続いて、ただいま可決しました第24号議案の附帯決議について、御意見がありましたらお願いします。 ただいま可決しました第24号議案に次のとおり附帯決議を付したいと思います。 先ほどの学校教育課長の答弁を参酌させていただき、項目を述べます。 1 お兄さん、お姉さんが駒西小学校の1年生から5年生に在籍している間に入学する新1年生は、希望すれば駒西小学校に通学することができること。 2 お兄さん、お姉さんが福岡中学校の1年生・2年生に在籍している間

	に入学する新１年生は、希望すれば福岡中学校に通学することができること。 ３ 駒西小学校に通学していた児童は、希望すれば福岡中学校に通学することができること。以上、３点です。 登下校時における児童生徒の安全確保に十分配慮していただいた学区審議会の答申は極めて重要ですので、それを踏まえ、かつ、地域の保護者の方々の不安を払拭できるような形で弾力的に運用していただきたいという趣旨で提案いたします。よろしくお願いします。
教育長	ただいま、富田教育長職務代理者から３点の附帯決議を付すことについて御提案がありました。
各委員	ほかに、附帯決議について御意見はありますか。
教育長	（意見なし） それではお諮りします。 第２４号議案に、「兄弟が駒西小学校の１年生から５年生に在籍している間に入学する新１年生は、希望すれば駒西小学校に通学することができること」、「兄弟が福岡中学校の１年生・２年生に在籍している間に入学する新１年生は、希望すれば福岡中学校に通学することができること」及び「駒西小学校に通学していた児童は、希望すれば福岡中学校に通学することができること」、以上３点の附帯決議を付すことについて御異議ございませんか。
各委員	（異議なし）
教育長	御異議なしと認め、第２４号議案に附帯決議を付すことと決定しました。 なお、できるだけ早く附帯決議をパターン別に図示して皆さんに示すよう事務局にお願いします。
学校教育課長	確認したいのですが、一番初めの手続はいつですか。
教育長	９月に、対象となる家庭に通知を郵送します。 では、郵送する通知の中に附帯決議の３項目を具体的に記して郵送してください。
学校教育課長	承知しました。
教育長	それでは、第２４号議案については以上といたします。

教育長 学校教育管理監	○第 2 5 号議案 次に、第 2 5 号議案「ふじみ野市学校運営協議会規則の一部を改正することについて」を議題といたします。 本議案の説明を学校教育管理監よりお願いします。 学校教育管理監、朝倉です。よろしくお願いします。 第 2 5 号議案、ふじみ野市学校運営協議会規則の一部を改正することについて御説明いたします。 本規則第 8 条第 1 項の学校運営協議会委員の人数について、1 5 名以内を 2 0 名以内と改正することについての説明です。 平成 2 9 年 7 月 2 7 日に議決されました「ふじみ野市学校運営協議会規則」（教育委員会規則第 1 3 号）に基づき本市が進める地域協働学校、いわゆるコミュニティ・スクールの取組を進めております。 本規則の制定に際しての先進地域の事例研究では、コミュニティ・スクールの導入に当たっては 1 5 名程度とし、その後の取組を推進する中で地域の実状に応じて規則改正するケースが多く見られました。 本市では、学校運営協議会を設置する学校は、5 ～ 6 人の学校評議員を廃して学校運営協議会委員に移行すること、校区内の自治会・町会長の代表を委員とすることを想定していたことから導入に当たっては先進地域の事例に倣い 1 5 名以内といたしました。 今年度は学校運営協議会を置く学校を上野台小学校と東台小学校の 2 校とし、4 月当初からは平成 3 1 年度に学校運営協議会を置く学校の校長とのヒアリングを重ねて学校の実状を把握したところ、自治組織とのつながりが強く、校区内の自治会・町会から絞り込んで代表を選出することが厳しいという意見がありました。 円滑な協働に支障が生じる場合もあることから、自治組織の数が多い学校の試算では、2 0 名以内とする必要が生じました。 2 0 名以内とするのは、それより人数が多過ぎることで合意形成を図ることが難しくなる可能性もあること、報酬の予算積算が必要であることを踏まえてのことです。 全ての学校で委員数を 2 0 名に引き上げようとするのではなく、自治会数から考える学校規模により 2 0 名を必要とする学校について適用できる
---------------------------	---

教育長	ようにするものです。以上です。 この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
山城委員	各任命区分から何人ずつといったルールはあるのでしょうか。
学校教育管理監	今回の一部改正では、任命区分は変更しません。 また、任命区分ごとの人数の定めありません。学校長が必要であると認め推薦してきた方に御協力いただきたいというのが事務局の考えです。
教育長	ほかに御質問はございますか。
各委員	(質問なし)
教育長	他に質問がないようですので、お諮りします。 第２５号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第２５号議案は、原案のとおり決定いたします。
	○報告事項
教育長	次に、報告事項、公共施設の安全点検結果について教育総務課長より報告をお願いします。
教育総務課長	教育総務課、皆川です。よろしくお願いします。 公共施設の安全点検結果について御報告いたします。 ふじみ野市では、毎年７月２５日から７月３１日までを公共施設安全点検週間とし、日常点検とは別に一齐点検を実施しています。 この度、今年度の教育委員会の点検結果がまとまりましたので御報告します。 お手元の資料「公共施設の安全点検結果について」を御覧ください。 点検施設は、種類・用途ごとにⅠ類からⅢ類までに分類されています。 Ⅰ類は小中学校を除く「建築物である公共施設」であり、教育委員会が所管する施設としては、学校給食センター、図書館、公民館等３３施設です。昨年度は３４施設でしたが、旧上福岡学校給食センターの取り壊しにより３３施設となりました。 Ⅱ類は小中学校１９施設です。 Ⅲ類は道路、公園、防犯灯、反射鏡等であり、教育委員会が所管する施

	設としては、東台金山公園展示ケースが該当します。 点検箇所及び点検方法の概要について、建築物を例にとって御説明いたします。 まず、敷地及び外構です。敷地に著しい段差がないか、舗装の剥離等の損傷がないか、フェンスや扉に変形、破損、腐食、緩みがないか等を目視や動作確認により点検します。 同様に、建物本体、自動ドア、空調機、消防設備、電気設備、昇降機等も点検します。 点検項目は、1棟の建築物当たり68項目あります。 点検の結果は、危険度に応じ、「A」・「B」に分けて評価します。 「A」は使用中止、「B」は概ね1年以内に是正することが必要という評価です。 一昨年度の安全点検では、文化財資料室で3項目「B」該当があり、直ちに接着剤やコーキングで補修しました。 昨年度は、「A」・「B」に該当するものではありませんでした。 今年度も昨年度と同様、「A」・「B」に該当するものではありませんでした。 説明は以上です。よろしくお願いします。 ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
教育長	
各委員	(質問なし)
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
	○報告事項
教育長	次に、報告事項、なの花学校給食センター整備運営事業モニタリング結果の公表について学校給食課長より報告をお願いします。
学校給食課長	学校給食課、小林です。よろしくお願いします。 報告事項、なの花学校給食センター整備運営事業モニタリング結果の公表について御説明申し上げます。 「モニタリング評価結果」を御覧ください。

教育長 学校給食課長 富田教育長職務代理者 学校給食課長 富田教育長職務代理者 学校給食課長 富田教育長職務代理者	モニタリング項目は、大きく4分類あり、維持管理業務が12項目、運営業務が28項目、市との連携が1項目、財政状況が1項目、の合計42項目からなり、評価の区分は5段階あります。 評価のほとんどが評価3の「要求サービス水準どおりの業務執行と対応をしている」となっています。 その中で、運営業務の中で3件ほど指摘事項が発生してしまいました。 1件目は「給食調理業務」の「釜調理」についてです。これは野菜を裁断する際のスライサーの刃を固定するネジが脱落し、食材の中に混入してしまった案件ですが、幸いにも事前に発見され、児童・生徒には影響がございませんでした。 2件目は「給食配送・回収業務」の中の「従事者の行為に対する責任」です。 これは配送員の運用ミスにより、コンテナ内の食缶固定バンドの閉め忘れによる食缶の転倒で調理物がこぼれたものでしたが、予備の調理した食材で対応しました。 3件目は「洗浄・残滓処理等業務」の「その他」の項目で、食器の洗浄過程において食器洗剤の濃度の図り間違いにより塩素が付着してしまった件でしたが、1校だけでしたので急遽紙皿食器での対応を行いました。 いずれの事案についても、注意喚起を行った結果、以後そのような事案の発生はありません。 総合的な評価としましては、市の「要求サービス水準」通り業務執行と対応をしており、その後は順調に業務が行われていることを確認しております。 今後も、安全で安心な給食の提供に努めて参ります。以上です。 ネジの混入の件は、どの時点で判明しましたか。 学校給食センター内で判明し、学校には届けていません。 モニタリングの体制は、どのようになっていますか。 学校給食課と給食センター職員で行います。 評価「3」は良い成績と理解してよろしいでしょうか。 悪い評価ではありません。良い部類です。 このモニタリング結果は、市のホームページで公表しますか。
--	---

学校給食課長 富田教育長職務代理者	市のホームページで公表します。 では、評価「3」がどのようなものか、注釈として付けていただければよろしいかと思います。よろしくお願いします。
教育長	ほかに御質問はございますか。
各委員	(質疑なし)
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。 以上で、報告事項の審議を終了いたします。
教育長	○発議 以上で、あらかじめ付議された議案及び報告事項の審議を終了しますが、ここで委員の皆様にお諮りします。 ただ今から、ふじみ野市立中学校に係る部活動の方針について及び教科用図書の採択地区について自由討論を行い、委員の皆様の御意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	ありがとうございます。 では、ふじみ野市立中学校に係る部活動の方針について及び教科用図書の採択地区についての自由討論を日程に加え、直ちに議題といたします。
教育長	○ふじみ野市立中学校に係る部活動の方針についての自由討論 まず、ふじみ野市立中学校に係る部活動の方針についての自由討論を行います。 本年7月13日に埼玉県教育委員会は、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を策定しました。 その中で、部活動の休養日については、学期中は週当たり2日以上、休養日を設けること、活動時間については、平日は2時間程度、休日は3時間程度とすることと決めました。 この県の方針は、国のガイドラインに沿ったものであり、県の方針を参考として市町村においても部活動の方針を策定することを求めています。

富田教育長職務代理者	そこで、本日は、中学校における部活動の在り方について、日頃、委員の皆様がお考えになっていることを自由に御発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。
教育長	活動時間と指導の在り方に関し、タレントの武井壮さんが「10時間練習した成果と同等の成果を2時間の練習で出せるのが優秀な指導者といえる」、「上手でなかった子を上手にするのも指導者次第である」と言っていました。
塩野委員	活動時間と指導の在り方については、前向きに議論していきたいと思います。
山城委員	埼玉県教育委員会の資料にも部活動が身体に及ぼす影響についての報告がなく、学習面等への影響が分からないのが実情ではあります。
伊藤委員	スポーツ経験のない教員に顧問を押し付けることは問題だと思います。
教育長	円滑に部活動を行うためには、外部の指導員に協力していただくことも必要かと思います。
富田教育長職務代理者	また、気象条件に応じて活動時間を短くするといった運用をお願いしたいです。
教育長	中学生にかかるたのジュニア審判をお願いするのですが、部活動を休むことができないため、なかなか引き受けてもらえません。
教育長	土日のどちらかが休めれば、いろいろなことに取り組めると思います。
教育長	地域の行事にも出ていただき、地域の人材として育てて欲しいです。

	校長及び保護者の意見、生徒の実態等を踏まえて、今後、本市における中学校の部活動の方針を策定したいと思います。ありがとうございます。
教育長	○教科用図書の採択地区についての自由討論 では次に、教科用図書の採択地区についての自由討論を行います。 現在、本市は第１０採択地区に属しています。 この第１０採択地区は、本市のほか、富士見市、三芳町、坂戸市、鶴ヶ島市、越生町、毛呂山町の４市３町で構成されており、地理的には、川越市を挟んで２つの地域に分かれるような形になっています。 ここで、これを本市を含む２市１町と、川越以北の２市２町とに分割する案が出ています。 現在は、本市からは富田教育長職務代理者と私が採択協議会に出席しています。 現在の委員の人数は１４人ですが、分割した場合は２市１町のエデュケーショナル委員さんと教育長全員の１５人で構成するのが良いのではないかと考えています。 この採択地区について、委員の皆様のお考えをお伺いできればと思いますので、よろしくお願いします。
富田教育長職務代理者	教科用図書の採択に当たっては、多様な意見が必要だと思います。 ２市１町のエデュケーショナル委員及び教育長全員で協議することがよいのではないのでしょうか。
教育長	ありがとうございます。 この教科用図書の採択地区見直しについては、入間東部地区の会議等の全員参加の場において打診します。 以上で自由討論を終了します。ありがとうございます。
教育長	○各課からの報告 では次に、各課から別件で報告しておくべき事項がありましたらお願いします。 (大井図書館長：報告)

